

指宿市条件付一般競争入札に係る公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、指宿市条件付一般競争入札実施要綱（平成20年指宿市告示第91号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月30日

指宿市長 打越明司

記

本工事では、入札参加者は入札に際し、入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を提出することが条件となっている。工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者の入札は無効の対象となるので、注意すること。

工 事 発 注 表				
1 入札に付する事項	番 号	第 1 4 号	工 事 種 別	建築一式工事
	工 事 名	南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）		
	工 事 期 間	令和9年7月30日まで		
	工 事 場 所	指宿市 十二町 地内	所 管 部 署	建設部 建築課 建築係
2 工 事 概 要	南指宿中学校23号棟の長寿命化改良工事，昇降機の改修工事 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て			
3 入 札 参 加 条 件	<p>本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)の構成員が一体となって施工する共同施工方式とする。</p> <p>それぞれの構成員の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) JVの代表者で第1構成員となる者の資格 令和7・8年度指宿市建設工事請負業者格付名簿「建築一式工事A級又は⑧級」に登録されている者</p> <p>(2) JVの代表者以外の構成員となる者の資格 第2構成員は、令和7・8年度指宿市建設工事請負業者格付名簿「建築一式工事⑧級又はB級」に登録されている者 第3構成員は、令和7・8年度指宿市建設工事請負業者格付名簿「建築一式工事B級、⑨級又はC級」に登録されている者</p>			
3-2 J V の 要 件	<p>JVは、次に掲げるすべての事項に該当すること。</p> <p>(1) JVの構成は、自主結成とし、構成員は3者とすること。</p> <p>(2) JVの代表者は、他の構成員より出資比率が大きいこと。</p> <p>(3) JVの代表者以外の構成員の出資比率は、20%以上とし、かつ、第2構成員の出資比率は、30%以上とすること。</p> <p>(4) JVの構成員が、本工事に係る他のJVの構成員を兼ねていないこと。</p> <p>(5) JVの構成員間で取締役が兼任されているなど、実質的に経営が同一でないこと。</p>			
3-3 建設業許可及び 3 監 理 技 術 者 の 条 件	<p>(1) JVの代表者は、建築工事業において建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を有すること。</p> <p>(2) JVの代表者は、監理技術者資格者証(建築)の交付を受け、公告日以前5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められる一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する技術者を本工事に専任で配置できること。</p> <p>(3) (2)の監理技術者については、入札参加申込日以前において直接的かつ3か月を超える恒常的な雇用関係にあり、平成18年4月1日から公告日までの間に、完成し引渡しが完了した国又は地方自治体の発注案件のうち延床面積600平方メートル以上の新築又は大規模改造工事の施工実績を有すること。</p> <p>(4) JVの代表者以外の構成員は、主任技術者として工事種別に対する一級又は二級の施工管理技士若しくは国家資格等(実務経験のみの者は除く。)を有する技術者を本工事に専任で配置できること。</p>			

4 入札参加資格 (すべての条件を満たすこと。)		<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を有する者で、市の競争入札参加資格の登録を受けている者</p> <p>(3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者</p> <p>(4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者</p> <p>(5) 当該工事に建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる者 ※注意事項(1)</p> <p>(6) 公告から入札時までの期間において、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成20年指宿市告示第99号)の規定に基づく指名停止を受けていない者</p> <p>(7) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者</p> <p>(8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者</p> <p>(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者</p> <p>(11) (1)～(10)のほか、建設業法等の法令、規則等に違反していない者</p>
5	入札方法	<p>かごしま県市町村電子入札システムにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由で電子入札に参加できない者のうち、市長の承認を得た場合に限り紙入札により入札に参加することができる。</p>
6	入札参加申込み 申込方法 申込期間	<p>(1) 電子入札で参加する場合 かごしま県市町村電子入札システムにより、次の電子データを添付して申し込むものとする。 ① 入札参加申込書(第1号様式、押印省略可) ② 専任配置予定技術者届出書(特定建設工事共同企業体用)(押印省略可)及び添付資料 ③ 特定建設工事共同企業体協定書の写し(委任状含む。) ④ 代表者となる者の特定建設業の許可通知書の写し(更新中は更新手続中の証明) ⑤ 3-3「建設業許可及び監理技術者の条件」(3)に規定する監理技術者の実績が確認できるもの</p> <p>(2) 紙入札で参加する場合 入札参加申込書(第1号様式)に紙入札参加承認申請書(第4号様式)を添付し(1)の②から⑤までの資料を添付したうえで、総務部 財政課 財産契約係まで申し込むものとする。ただし、郵送等による申込みの場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法による。</p> <p>※(1)の①、②及び③の様式は指宿市のホームページに掲載 ※電子データについてはPDFファイル又は画像ファイル(JPEG形式又はGIF形式に限る。)とする。 ※添付する電子データの容量が1MBを超える場合は、電子入札システムで送信できないため、電子媒体に電子媒体提出届(第6号様式)を添付し提出すること。ただし、その場合でも(1)の①入札参加申込書(第1号様式、押印省略可)は、必ず、かごしま県市町村電子入札システムによりJV名で申し込むこと((2)の場合を除く)。 ※電子データの提出にあたっては、「指宿市ホームページ」>「市政情報」>「入札」>「電子入札関係」>「電子入札の実施要領(6～7ページ)」を確認すること。</p> <p>令和8年4月30日 午前9時 ～ 令和8年6月2日 正午</p>
7	電子入札システム故障等の対応	<p>電子入札で参加申込み後、電子入札システムの故障等により入札書の提出ができなくなった場合は、紙入札参加への変更ができるものとする。 紙入札の参加申請期限：令和8年6月8日 午後5時まで (再入札の場合は令和8年6月9日 午後5時まで)</p>
8	入札参加資格確認通知日時	<p>(1) 電子入札で参加する場合 令和8年6月4日 正午まで</p> <p>(2) 紙入札で参加する場合 入札参加資格等の要件を満たさなかった者のみに入札参加資格対象外通知書により通知する。</p>
9	契約条項及び設計図書等の閲覧 電子データの貸出	<p>契約条項 建設部 建設監理課</p> <p>設計図書等 本公告日の午前9時から令和8年6月9日の正午まで指宿市のホームページに掲載する。</p> <p>電子データの貸出 (無) 有</p>

10 設計図書等への質問	提出方法	メール、FAX又は電子入札システムの「質問回答機能」により受付 ただし、提出は設計図書等に対する質問書（第4号様式）によるものとする。 ※様式は指宿市ホームページへ掲載 ※質問提出後に電話で発信の旨伝えること。		
	提出先	総務部 財政課 財産契約係 メール zaisei@city.ibusuki.jp FAX 0993-24-3826 TEL 0993-22-2111		
	提出期限	令和8年6月1日 午後5時15分まで		
11 設計図書等の質問への回答方法等	質問書受理後、令和8年6月3日午後5時までにメール及び電子入札システムの「質問回答機能」により全者に回答			
12 現場説明の日時及び場所	無	日時		有
		場所		
13 入札書及び工事費内訳書の提出受付期間・場所等	<p>入札書を提出する際は、工事費内訳書を併せて提出すること。 ※工事費内訳書等の様式は指宿市のホームページに掲載</p> <p>(1) 電子入札で参加する場合 期間： 令和8年6月5日 午前9時から 令和8年6月9日 午前9時30分まで 入札書提出先： かごしま県市町村電子入札システム</p> <p>(2) 紙入札で参加する場合 期間： 開札日の午前8時30分から午前9時30分まで 入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課 ※入札書の右上に任意のくじ番号(3桁)を記載してから、封書にして提出すること。</p>			
14 代理入札（紙入札の場合）	代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。			
15 開札日時	日	令和8年6月9日 午後1時30分から		
	場	指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課内		
16 再度入札及び再々度入札	<p>本件が落札されない場合は、次のとおり再度入札又は再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合は、この限りでない。</p> <p>1 再度入札 (1) 再度入札書の提出受付期間 ① 電子入札で参加する場合 期間： 令和8年6月9日 午後3時から 令和8年6月10日 午後1時まで 入札書提出先： かごしま県市町村電子入札システム ② 紙入札で参加する場合 日時： 開札日の午前8時30分から午後1時まで 入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎2階 財政課 (※入札書は封書にして提出すること。)</p> <p>(2) 開札日時・場所 日時： 令和8年6月10日 午後1時30分 場所： 入札書提出場所</p> <p>2 再々度入札 再々度入札の実施を決定した場合は、本件入札参加者に日時等を通知する。</p>			
17 入札保証金	免除			
18 最低制限価格	有（最低制限価格は、指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱（平成30年指宿市告示第102号。令和5年4月1日改正）により設定する。）			
19 低入札価格調査に係る調査基準価格	無			
20 入札書記載金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			

21 無効入札	<p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格がない者がした入札 (2) 記名押印がない入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (3) 入札参加申込書を提出していない者がした入札 (4) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札（紙入札の場合に限る。） (7) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札又は紙入札参加者が電子入札によりした入札 (8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札（紙入札の場合に限る。） (9) 指宿市電子入札実施要綱（平成21年指宿市告示第114号）第7条に規定する禁止行為をした者の入札 (10) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札 (11) 工事費内訳書が未提出又は未提出であると認められる場合の入札 (12) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札</p>
22 落札者の決定	<p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。</p>
23 契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上（ただし、契約金額が500万円以下の場合は免除）</p> <p>契約保証の手段は次のいずれかの方法とする。</p> <p>(1) 契約保証金（金銭） (2) 利付国債 (3) 銀行等の保証 (4) 前払保証事業会社の保証 (5) 公共工事履行保証証券による保証 (6) 履行保証保険契約の締結</p>
24 前金払	<p>有（ただし、指宿市会計規則（平成18年指宿市規則第39号）第44条の規定に基づくものとする。）</p>
25 落札後の契約書等の提出	<p>(1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書の提出を要しないと認められるときは、この限りでない。 なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。</p> <p>(2) 本工事の契約については、議会の議決を要するため、議会の議決までの間は仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。</p> <p>(3) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指宿市長から指名停止を受けた場合は、仮契約を解除することができるものとし、仮契約を解除した場合は、指宿市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p>
26 工事に係る資材の再資源化等	<p>この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考にして、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用等を積算した上で入札すること。また、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、分別解体の方法等を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うものとする。</p>
27 注意事項	<p>(1) 主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日以前3か月以内に雇用された者ではないこと。 (2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。（地方自治法施行令第167条の8第3項） (3) 入札結果の公表は、指宿市ホームページへの掲載及び総務部財政課での閲覧とする。</p>